

報告第 1 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	平成30年5月10日	55,720円	足立区花畑 在住者	平成22年11月から平成23年3月までの間及び平成23年7月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	平成30年5月10日	35,200円	足立区花畑 在住者	平成25年5月から平成25年6月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	平成30年5月10日	35,060円	足立区西保 木間在住者	平成28年1月から平成28年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、

				不足分相当額の損害を与えた。
4	平成30年5月10日	64,518円	足立区保木間在住者	平成27年6月から平成27年10月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
5	平成30年5月10日	276円	足立区西保木間在住者	平成29年6月から平成29年9月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
6	平成30年5月10日	376円	足立区西伊興在住者	平成29年6月から平成29年9月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
7	平成30年5月10日	204円	足立区保木間在住者	平成29年6月から平成29年8月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。